

川崎市上下水道局規程第45号

川崎市上下水道局個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月26日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥滋之

川崎市上下水道局個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年川崎市上下水道局規程第25号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第12号様式及び第19号様式中

「□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」

を

「□個人番号カード」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規程の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる

。